

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称	施策Ⅲ-4-5 環境保全の推進
---------	--------------------

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	農産園芸課長 長野 正己	電話番号	0852-22-5123
----------	--------------	------	--------------

事務事業の名称	環境保全型農業直接支援対策事業		
目的	(1) 対象	環境保全型農業の実践者及び志願者	
	(2) 意図	環境保全型農業に取り組む農業者を増やす	
事業概要	<p>○日本型直接支払の一制度として位置づけられ、平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」に基づく制度として実施。</p> <p>○農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るため、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う。</p> <p>○具体的には、農業者の組織する団体等が、化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動を支援する。</p>		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 有機農業・特別栽培農産物の栽培面積	目標値	2,420.0	2,760.0	3,100.0	3,440.0	3,780.0	ha
		取組目標値						
	式・定義 有機農業面積十県エコロジー農産物推奨面積十つや姫作付面積	実績値	1,954.0	2,310.0				
		達成率	80.8	83.7	-	-	-	%
2	指標名 環境保全効果の高い営農活動が行われた面積	目標値		1,646.0	1,844.0	2,065.0	2,313.0	ha
		取組目標値						
	式・定義 環境保全型農業直接支払交付金の取組面積	実績値	1,470.5	1,520.3				
		達成率	-	92.4	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	73,866	87,640
うち一般財源 (千円)	23,581	28,010

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

平成28年度の環境直払取組面積は1,520haとなり、25年度1,111ha、26年度1,217ha、27年度1,470haから着実に増加している。一方で、面積増加率は26年度→27年度：21%増に対し、27年度→28年度：3.4%増であり、鈍化している。対象取組別面積の増減は、有機農業（前年対比△0.2%）、冬期湛水（同△6%）であったが、カバークロープ（前年対比15.5%）と堆肥の施用（同3.7%）が増えている。中国四国地域の県以外の状況（1月末現在の見込値）は、8県平均で317haである。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

- 有機農業の実践等に係る追加費用を補助することにより、環境保全効果の高い営農活動に取組やすくなった。
- 取組み組織及び取組み面積の増加
平成28年度の取組みに向けて新たに5組織が設立された。95（27年度）→100（H28年度）
取組み面積も1,470ha（27年度）から1,520ha（28年度）と50haの増加となった。
- 取組み支援の要件となっているエコファーマーの増加にも結び付いている。
新規認定者数 129（28年度）

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

- ①困っている「状況」
 - 取組面積は着実に増加しているものの、増加率が鈍化している。
 - 環境直払の基本要件の1つである「化学肥料・化学合成農薬5割減」を満たす栽培をしながら、本交付金の対象となっていない農業者もまだ多くいるものと思われる。
 - 本交付金は、国の法律に基づく支援対策でありながら28年度は国の予算が十分ではなく、2取組目の支援単価を減額調整する事態が生じた。29年度国予算額は、前年度と同額となっており、本県のみならず全国的にも増加する事業要望に応えることが難しい状況。取組者の意欲減退を危惧している。
- ②困っている状況が発生している「原因」
 - 交付対象となっていない農業者については、①5割減は実施しているものの、これとセットとなる温暖化防止や生物多様性保全の取り組みを実施していないため交付対象とならない、②両方を実施しているものの、交付金の申請をしていない、②パターンがあるとと思われる。これは本対策の浸透不足及び5割減とセットの取組実施、27年度から事業要件となった推進活動の実施、申請手続等の負担感、煩雑さの割に交付金額が少ないことが考えられる。
 - 制度周知や事業推進により取組み要望が増加する中で、農業者が本対策事業に安心して取組める十分な国の予算確保ができていない。
- ③原因を解消するための「課題」
 - 本交付金の対象者となるよう、5割減からさらに一歩進んで温暖化防止等の取組を行ってもらうには、環境保全型農業推進の機運醸成一層図っていく必要がある。
 - 両方の取組を行っていない申請をしていない農業者についても、この取組を継続してもらい、さらに周囲への広がりを目指すことに期待して、積極的な周知活動を行う必要がある。
 - 29年度から推進活動の実施について実施要件が緩和され、農業者の負担感が減少したことから、こういった点を周知する必要がある。
 - 国への本交付金予算確保の働きかけ。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

- 国に対し農業者が安心して取組める十分な予算額の確保を要請しつつ、県においても法律に基づく負担額（国：県：市町村=1/2：1/4：1/4）を確保し、取組みの拡大を引き続き支援していく。
- 本事業の推進のみならず、「いのち育む島根の『環境農業』推進事業」や「みんなであつなげる「しまね有機の郷」事業」と連携を図りながら、環境保全型農業の推進を図っていく。
- 将来的には、農業者の自発的取組を促すため、集団的な取組や、農作物の付加価値化や販路拡大に向けた取組に誘導していく仕組みについても、本対策やその他施策を含め総合的に検討していく必要がある。